

短期の滞在登録について

2018 年 6 月 29 日に移民法が改正され、アゼルバイジャン共和国に短期滞在する外国人について、滞在登録を必要とする滞在期間が「10 日以上」から「15 日以上」に変更されました。

登録しないまま 15 日以上当地に滞在すると、出国の際、登録義務違反で罰金を求められたり、出国禁止を言い渡されたりする場合がありますので注意してください。

また、アゼルバイジャン国内に 15 日以上滞在される方で、複数のホテル等に宿泊される場合は、改めてそれぞれの宿泊先で登録し直す必要がありますので、この点にもご注意ください。

登録方法は幾つかありますが、いずれの場合も当地を訪れた日本人と、受け入れる側（宿泊先・知人等）の情報が必要となります。

詳細はアゼルバイジャン移民局にご確認下さい。（日本大使館では手続きできません！！） <https://migration.gov.az/en/contact/59>

1 ホテルでの登録

ホテルに宿泊する場合、ホテル側（受入れ側）が手続きを行ってくれますので、チェックインの際などにホテルスタッフに申し入れてください。

外国人の宿泊の少ない地方の小さなホテル等では、ホテル側が手続きに不慣れな場合もありますので、対応可能かどうか、事前にご自身の責任の下、ホテルスタッフにしっかりと確認してください。なお、旅行先を移動して別のホテルに泊まる場合、改めて滞在登録をする必要がありますので、忘れないようお気を付けください。

2 知人宅等に宿泊する場合

知人宅等に 15 日以上宿泊する場合は、上記のいずれかの方法で滞在登録を行う必要があります。ASAN サービスセンター若しくは移民局を訪れて申請をする際は、受入れ側の個人情報も必要となりますので、できるだけ申請者と受入れ側が揃って申請に行かれることをお勧めいたします。また、旅行先を移動して別の方のお宅やホテルに宿泊される場合も、改めて滞在登録をする必要がありますので、どうかご注意ください。